

(案)

滋 障 福 第 号  
令和 3 年(2021 年) 3 月 日

指定居宅介護事業所  
指定重度訪問介護事業所  
指定行動援護事業所  
指定同行援護事業所

} 管理者 様

滋賀県■■健康福祉事務所長  
(公印省略)

指定居宅介護事業所等における特定事業所加算の算定要件の確認および  
介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書の提出について

平素は、本県の障害福祉行政の推進にご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、特定事業所加算の要件の一部については、前年度実績の確認が必要となります。つきましては、令和 3 年 4 月以降の加算要件の確認のため、下記の書類を当所へ提出願います。

また、算定する加算が前年度実績等により変更となる事業所は、「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」の提出が必要となりますので、提出をお願いします。

## 記

### 1. 提出書類

#### (1) 特定事業所加算に係る届出書 (特定事業所加算を算定しているすべての事業所)

##### ① 特定事業所加算に係る届出書

別紙 20-1、20-2、20-3、20-4 のうち特定事業所加算を算定している該当サービス種別の様式

##### ② 人材要件、重度障害者対応要件について前年度の割合で加算を算定している場合は、①にあわせて別紙 21、別紙 22、別紙 23 のうち該当の様式

#### (2) 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書

・前年度実績等により加算が変更となる事業所はご提出下さい。加算の有無だけでなく、区分が変更するものについても届出が必要です。

・様式第 5 号 その 1 その 2、別紙 1 (一覧表)、別紙 2-2、加算算定に必要な別紙各様式

### 2. 提出期日

令和 3 年 4 月 21 日 (水)

※前年度の実績により算定される加算のみが、本期限の対象です。前年度の実績によらず算定される加算で、単位数が増加するものについては、加算を適用しようとする月の前月の 15 日までに提出する必要があります。

### 3. 留意事項

- ・前年度の実績については、令和 2 年 4 月から令和 3 年 3 月までの実績を記入下さい。
- ・サービス提供責任者の要件で加算を算定している事業所については、サービス提供責任者を変更することにより加算要件を満たさなくなることがありますので、ご注意願います。
- ・「特定事業所加算に係る届出書」および「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」の様式については、滋賀県障害福祉課ホームページにも掲載しますので、必ずその様式を使用してください。